

基本計画 総論

[第 1] 西宮市の概況

[第 2] 計画の基本指標

[第 3] 市民の意識

[第 4] 都市空間整備の基本的な方向

[第 5] 事業・施策の実施

[第 6] 部門別計画

第1 西宮市の概況

① 歴史

「西宮」の名前の由来は数多くの説があり、都や主要な港の西に位置したという地理的な説や、一千年以上の歴史ある神社が、「京の都から西の方向にある社」という意味で使われ、やがてそれが地名へ転化したという説などが知られています。

古くより門前町として栄えていた西宮は、西国街道と中国街道の交差する地理的な条件もあり、商業の中心、宿場町として発展してきました。西宮の伝統産業である酒造は、室町時代頃から京の都で有名になり、江戸時代に「宮水」が発見され、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、「灘の生一本」として全国に知られるようになりました。

やがて、明治時代に入ると、それまでの伝統的な酒造業に加えて、食料品や製瓶といった軽工業が盛んになっていきます。また、国鉄、私鉄の鉄道網が次々と整備され、鉄道事業者によって鉄道沿線における積極的な住宅開発が行われ、良好な自然環境の魅力とあいまって、多くの人に移り住み、戦前に至るまで「阪神間モダニズム」と呼ばれる芸術・文化・生活様式が開花します。

さらに、昭和初期以降、多くの私立大学が

良好な教育環境を求めて移転してくるなど、現在の西宮市の文教都市、住宅都市の基礎は、この時代に作られたともいえます。しかし、太平洋戦争末期の空襲により、本市は、市街地の大半を焼失するという大きな被害を受けました。

やがて、戦後の復興を経て、高度経済成長の訪れとともに、急速に発展を続ける中であって、本市は、昭和38年に「文教住宅都市宣言」を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにしました。

その後、昭和50年には人口が40万人を超え、本市は着実に全国有数の規模の自治体へと成長していきました。

こうした中で、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、本市は壊滅的な打撃を受けました。しかし、いち早く市民生活の再建と都市の復興に懸命に取り組んだ結果、まちは復興し、震災前のにぎわいを取り戻しています。また、平成20年4月より中核市に移行し、現在の人口も震災前の42万人を大きく上回る48万人を超え、さらに魅力ある都市として躍進しています。

② 位置・地勢

本市は、兵庫県の東南部、大阪湾北部沿岸にあり、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。

市域は、南北19.2km、東西14.2km、総面積100.18km²で、北部の山地部と南部の平野部に分かれ、そのほぼ中間に、西宮の象徴とも

いうべき甲山(標高309m)があり、付近は六甲山系の東端にあたる台地を形成しています。

また、市域内には、武庫川や夙川をはじめとする二級河川が17あり、総面積の約70%を占める山地には名塩断層や六甲断層(有馬-高槻構造線)、市街地には西宮断層や甲陽断層など、13の活断層の存在が明らかになっています。

③ 気象

本市は、地形上南北に長くその中間を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部地域と、大阪湾に臨む南部地域とではやや異なりますが、その特性は概ね瀬

戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖で湿度も低いといえます。また、南部地域では、顕著な海陸風がみられます。

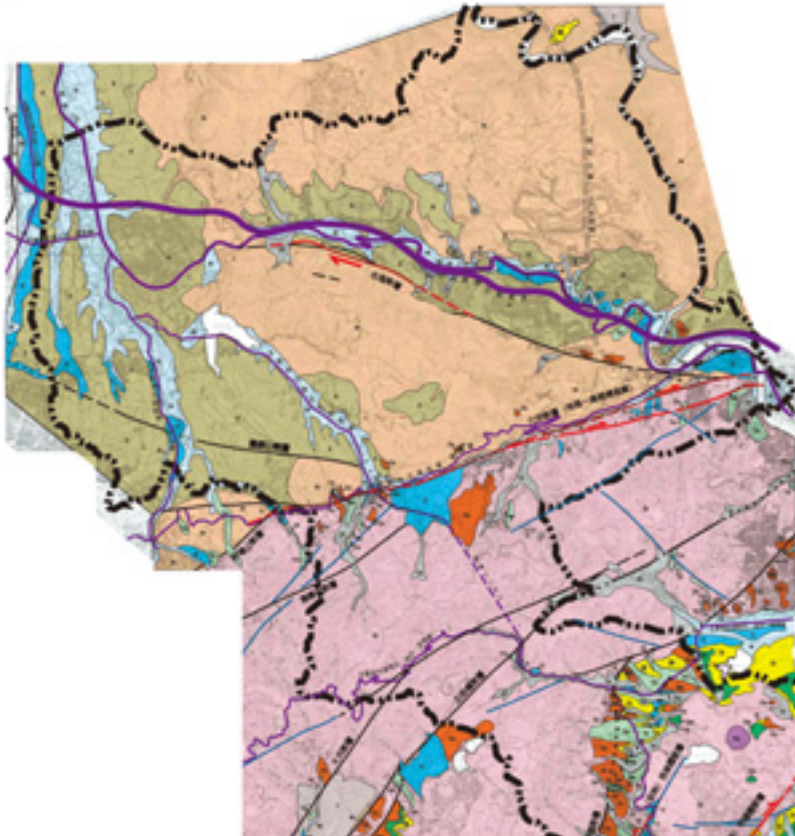
■ 市制の沿革

年月	大正時代
大正 14年 4月	西宮町が市になる
大正 15年 4月	市章制定
年月	昭和時代
昭和 8年 4月	今津町、芝村、大社村を合併
昭和 16年 2月	甲東村を合併
	12月 太平洋戦争始まる
昭和 17年 5月	瓦木村を合併
昭和 20年 5月	第1回の空襲を受ける
	8月 太平洋戦争終結
昭和 21年 12月	西宮市歌制定
昭和 26年 4月	鳴尾村、山口村、塩瀬村を合併
昭和 33年 9月	上ヶ原が全国で2番目の文教地区に
昭和 36年 9月	アメリカ合衆国のスポークン市と姉妹都市提携
昭和 37年 1月	安全都市を宣言
昭和 38年 11月	文教住宅都市を宣言
昭和 40年 3月	市花に「さくら」を選定
昭和 44年 4月	西宮市平左衛門町と尼崎市田近野交換
昭和 45年 11月	市民憲章と市旗制定
昭和 46年 4月	西宮市総合計画策定
昭和 52年 5月	ブラジルのロンドリーナ市と友好協力都市提携
昭和 53年 9月	市の木に「くすのき」を選定
昭和 56年 10月	鹿児島県名瀬市(現奄美市)と友好都市提携
昭和 58年 12月	平和非核都市を宣言
昭和 60年 7月	中国の紹興市と友好都市提携
昭和 61年 4月	西宮市新総合計画策定
年月	平成時代
平成 3年 3月	高知県梶原町と友好交流提携
平成 4年 4月	フランスのロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市と友好都市提携
平成 7年 1月	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、震度7。激甚災害指定
平成 11年 4月	第3次西宮市総合計画策定(計画期間:平成20年度まで)
平成 12年 4月	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
平成 15年 12月	環境学習都市を宣言
平成 17年 1月	震災から10年「西宮市犠牲者追悼式」を挙行
平成 20年 4月	中核市へ移行
平成 21年 4月	第4次西宮市総合計画策定
	西宮市参画と協働の推進に関する条例の全面施行
平成 22年 8月	平和市長会議に加盟
平成 25年	文教住宅都市宣言50周年、平和非核都市宣言30周年、環境学習都市宣言10周年を迎え、記念事業を実施

第1 西宮市の概況

地質・活断層図

本図は、地質のずれ方に大きく影響するといわれる活断層の位置および地質の種類を記載したものです。活断層についての知識を身につけ、私たちが生活する地盤と地質との関係について学びましょう。



■活断層の評価について■
活断層の評価については、段丘層及びそれより新しい地層を拡大させている（すなわち数十万年前以降に活動している）断層を「活断層と評価される断層」として赤線で表示し、第四紀はじめ（約170万年）以降に活動した証拠はあるが、数十万年前以降に活動した証拠が得られていない断層を「活断層の可能性のある断層」として黒線で表示しました。

活断層と評価される断層	
	地表に現れている区間（ケバのついている物は崩れ込んだ箇所を示す。また矢印の向きは積ずれの向きを示す）
	推定区間（活断層の延長が推定される区間）
	伏在区間（沖積層など新しい地層によって覆われ、地表からは見えない部分）
活断層の可能性のある断層	
	地表に現れている区間
	推定区間
	伏在区間（沖積層など新しい地層によって覆われ、地表からは見えない部分）
	リニアメント（露頭が確認されておらず、延長が比較的短い線状地形）
伏在活断層（横断構造）	
	地下に伏在する活断層の影響で、上位の地層が变形（滑動）していると推定される範囲。段丘面の積み重なって地表に表れている範囲は で示した。

地質時代	年代	地質区分	記号	岩相
第四紀	1万	埋立地	A	礫土・礫土を主体とする
		沖積層	Q	礫・砂・粘土
		埋積・埋積土	D	礫・砂
新第四紀	135	低段丘層	B	礫・砂・粘土
		中段丘層	C	礫・砂・粘土
	705	高段丘層	E	礫・砂・粘土
		大段丘層	F	上部段丘部 (海成粘土層を伴う)
更新世	1705	中部段丘部	G	礫・砂・粘土・礫層
		下部段丘部	H	礫・砂・粘土・礫層
		下部段丘部	I	礫・砂・粘土・礫層
中新世	5105	甲山安山岩	K	斜方輝石安山岩
	24005	神戸層	L	礫層・砂層・礫層
白垩紀	65005	花巻群	M	砂岩・砂岩質砂岩・砂岩
	1億43005	有馬群	N	流紋岩質凝結凝灰岩
ジュラ紀	2億12005	丹波群	O	砂岩・砂岩・砂岩

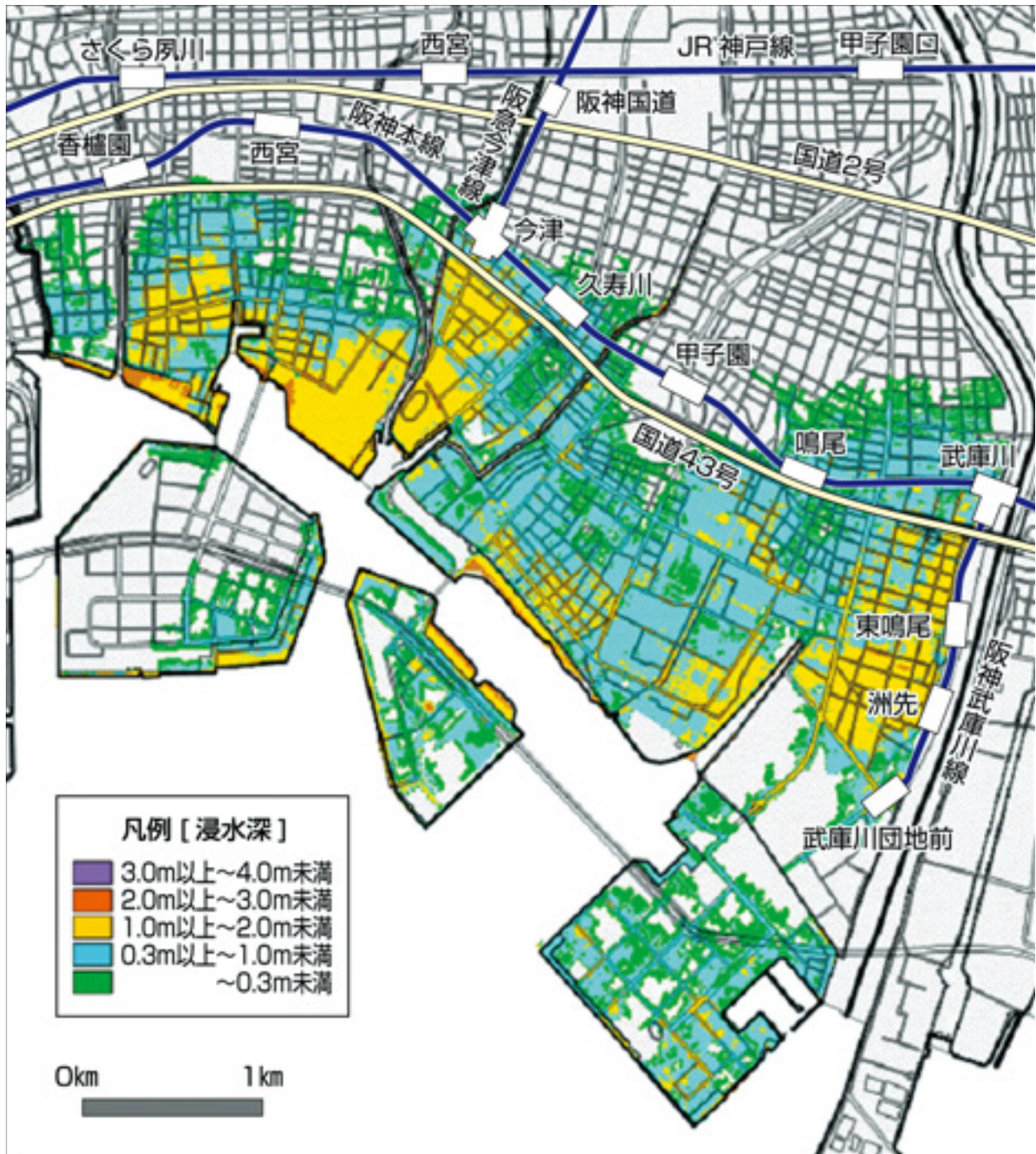


※この「地質・活断層図」は、過去の地質図や活断層図を基にするとともに、兵庫県地質調査センターが実施した地質調査資料等の成果も取り込んで編集しました。またこの地図は、平成11年度調査の調査地質図（No. 999）を使用し作成しました。



南海トラフ巨大地震 津波浸水想定図

ケース1：液状化による沈下あり、津波が堤防を越流した場合破堤、防潮門扉開放（常時閉鎖、耐震性を有する門扉以外）



平成 25 年 12 月 24 日兵庫県発表

基本計画総論

第2 計画の基本指標

① 人口

(1) 人口の動向

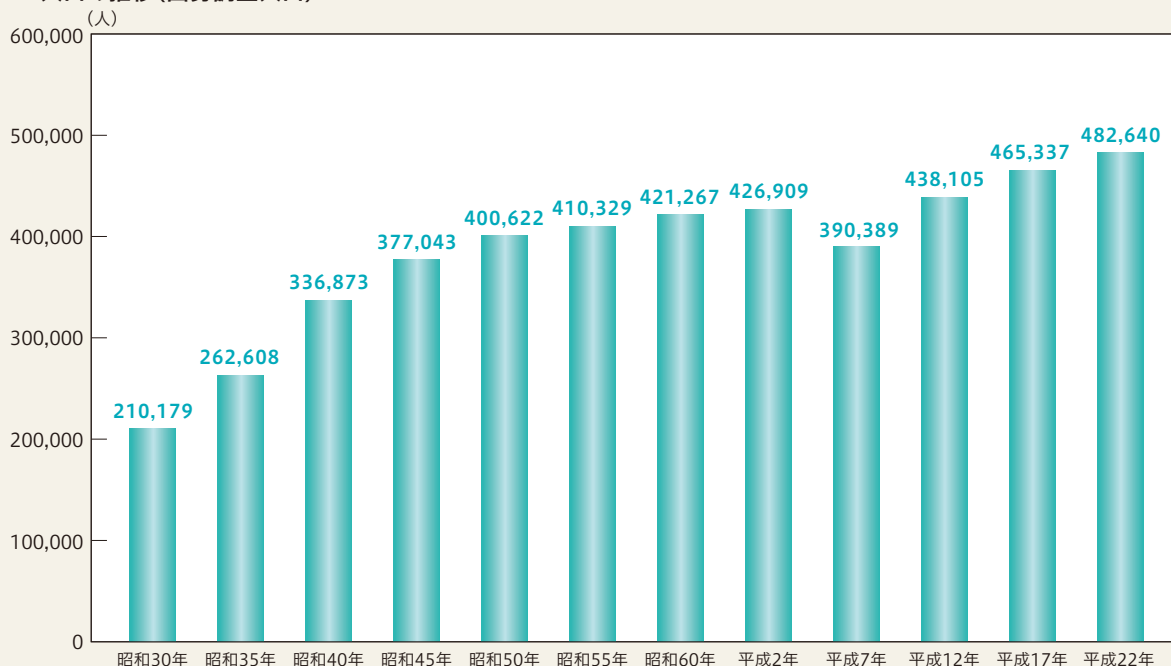
本市の人口は、市制施行時の大正14年(1925年)には約3万4千人でした。その後、市域の拡大と都市化の進展とともに増加を続け、昭和50年(1975年)には40万人を超えました。

しかし、その一方で、昭和46年(1971年)から転出数が転入数を上回るようになり、昭和47年(1972年)以降は出生率も低下し始めました。そのため、平成2年(1990年)の426,909人をピークに、市の人口は減少傾向に転じます。さらに、平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災の影響は大きく、同年の国勢調査の結果は、39万人まで落ち込みました。

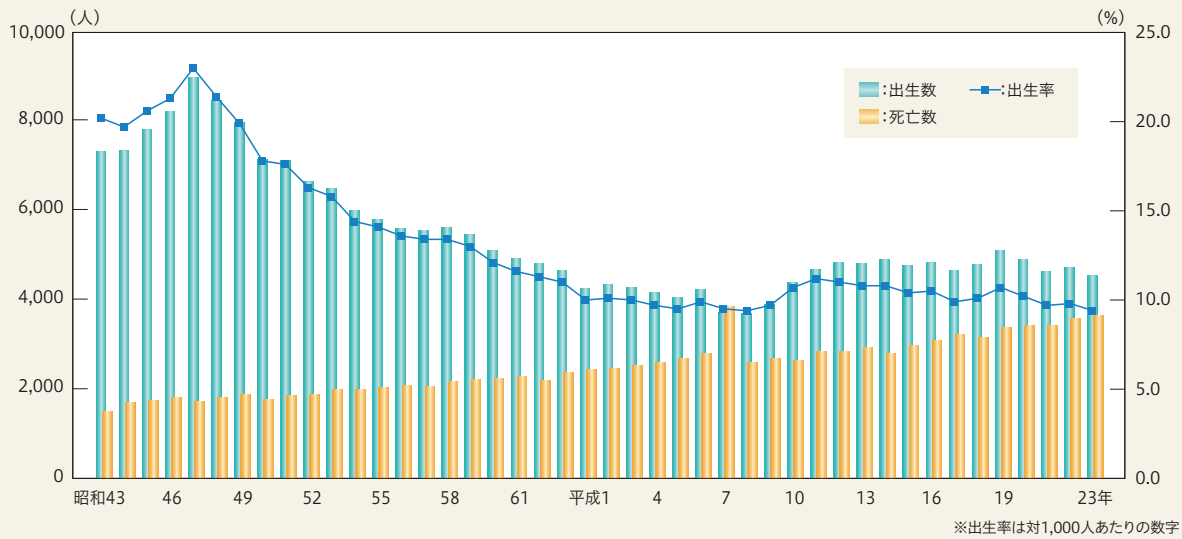
震災後、南部地域では、震災復興に合わせ、中高層マンションなど多くの住宅が供給されました。また、北部地域では、宅地開発による住宅の供給が行われました。

こうした住宅の供給により、転入数が転出数を上回るようになり、また、若い世代の増加に伴い出生数も増加しました。その結果、本市の人口は、震災前の数字を大きく上回り、平成12年(2000年)の国勢調査では約44万人、平成17年(2005年)の国勢調査では約47万人、平成22年(2010年)の国勢調査では約48万人まで増加しています。

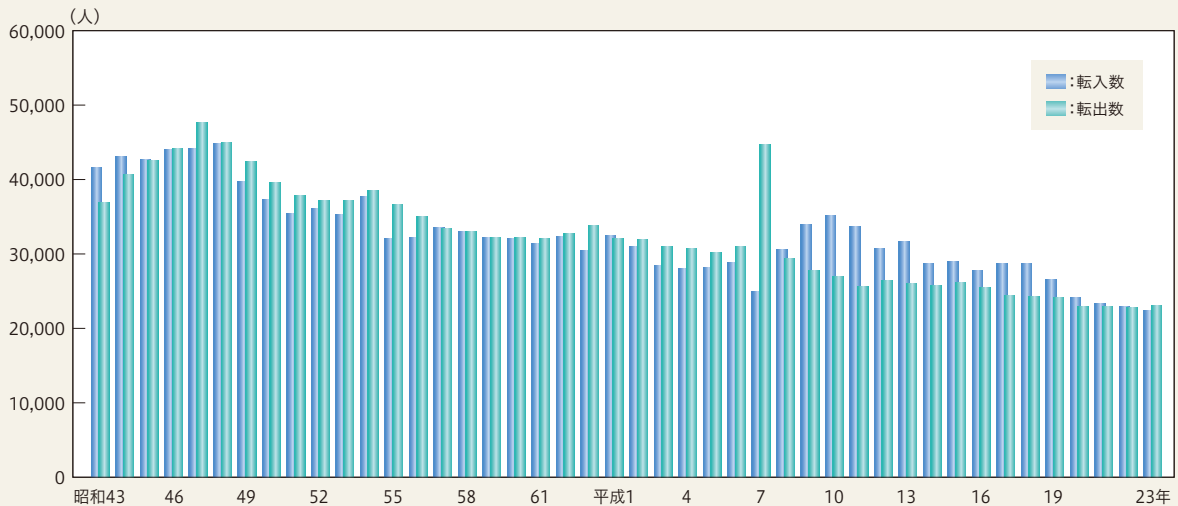
■ 人口の推移(国勢調査人口)



■ 自然動態(出生・死亡)数と出生率



■ 社会動態(転入・転出)数



(2) 将来人口の推計

i) 総人口

コーホート要因法(※)に基づく推計の結果、平成 19 年(2007 年)の推計では、本計画の目標年度である平成 30 年度(2018 年度)における本市の人口は、概ね 509,000 人と予測していましたが、基本計画の中間見直しに際し、平成 24 年(2012 年)に推計しなおしたところ、平成 30 年度(2018 年度)における本市の人口は、概ね 491,000 人となると予測されます。全国的に人口減少社会が到来している中、本市はしばらく人口増加傾向が続く見込みですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 25 年[2013 年]3 月)によると、平成 30 年代半ばには減少に転じることが予想されています。

平成 24 年(2012 年)の推計においては、平成 19 年(2007 年)の推計に比べ、市内への転入数が減少し、転出数との差がほとんどなくなってきたことが下方修正の主な原因となっており、また、行政区域によって増減傾向が分かれるなど地域間の差もあらわれています。

なお、今後の経済状況等によっては、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わることも考えられます。

(※)コーホート要因法

各年齢階層に、過去の死亡率と転入・転出の傾向を乗じて、人口の将来値を推計する手法。0 歳人口は、母親世代の人数と出生率から算出される。長期的な人口を予測する手法は数多く存在するが、現在、この手法が世界的に最も用いられている。

第2 計画の基本指標

■ 将来人口の推計

(人)

	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012
全 市	472,481	476,329	479,192	480,920	482,382	483,000
本 庁	191,708	193,902	195,299	196,557	197,644	199,000
鳴 尾	99,164	99,166	99,137	99,118	98,836	98,000
瓦 木	70,322	71,512	72,383	72,833	73,443	74,000
甲 東	66,639	66,548	66,869	66,877	66,869	67,000
塩 瀬	26,866	27,237	27,444	27,552	27,538	27,000
山 口	17,782	17,964	18,060	17,983	18,052	18,000

	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018
全 市	485,000	487,000	488,000	490,000	490,000	491,000
本 庁	200,000	201,000	202,000	203,000	204,000	205,000
鳴 尾	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	97,000
瓦 木	75,000	75,000	75,000	76,000	76,000	77,000
甲 東	67,000	67,000	67,000	66,000	66,000	66,000
塩 瀬	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
山 口	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

※端数処理の都合上、全市と地区合計が一致しない年がある。

ii) 年齢構成

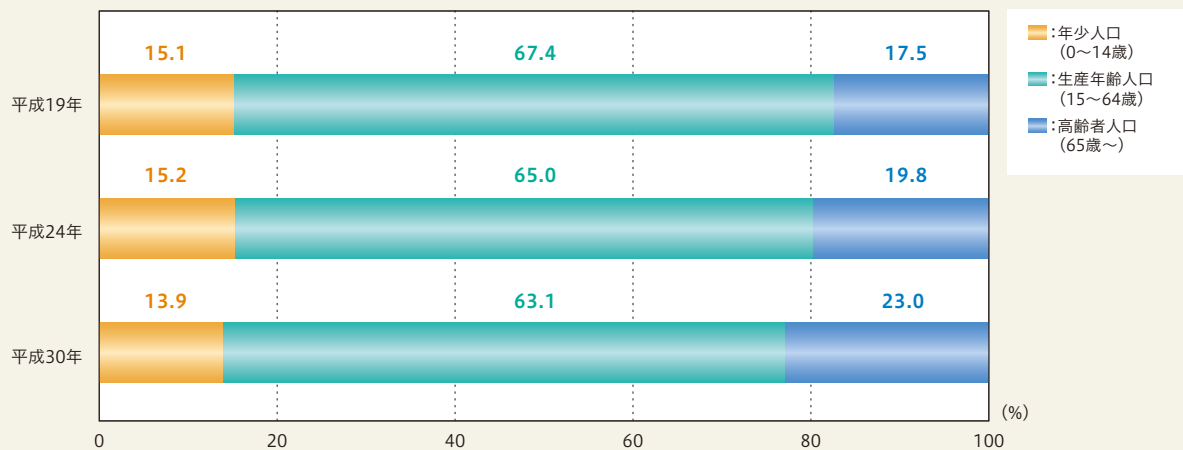
平成24年(2012年)4月1日現在、わが国の総人口における年齢構成は、年少人口(0～14歳)が13.0%、生産年齢人口(15～64歳)が63.3%、高齢者人口(65歳～)が23.7%となっています(※1)、同時期の本市の年齢構成は、全国平均よりも若く、年少人口が15.2%、生産年齢人口が65.0%、高齢者人口が19.8%となっています(※2)。

しかし、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によると、年少人口については、平成23年をピークにその後減少し、高齢者人口については本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)には、その割合が23%に達することが見込まれます。

(※1) 総務省統計局データより

(※2) 住民基本台帳及び外国人登録人口

■ 年齢階層別割合



2 経済指標

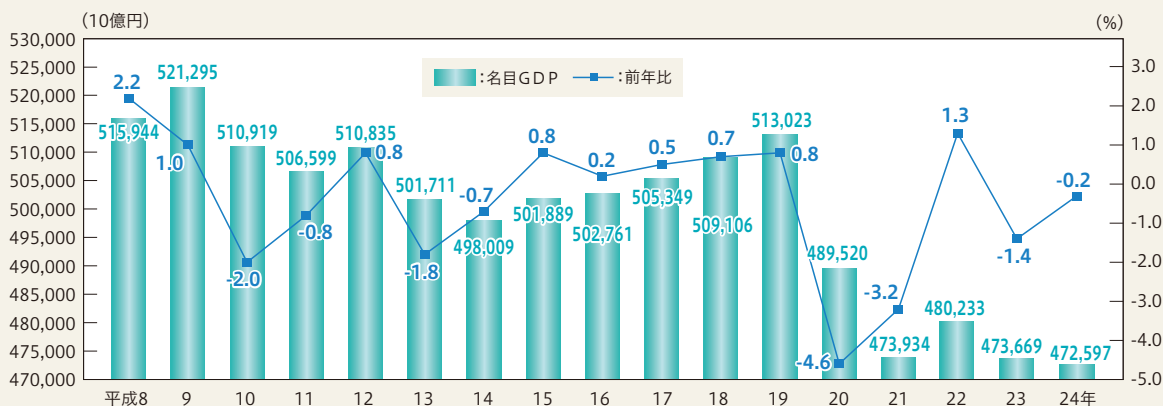
わが国の経済は、バブル経済の崩壊後、景気が長期にわたって低迷してきましたが、平成14年を底として改善に向かっていたものの、平成20年のリーマン・ショックにより再び景気は下降し、低成長やデフレから脱却することができませんでした。

しかしながら、平成25年において、政府は、積極的に取り組んでいる大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦

略という「三本の矢」の効果等もあり、景気は着実に上向いてきており、緩やかに回復しつつある、との見通しを公表しています。

また、政府は、社会保障と税の一体改革を進める中で、社会保障を充実・安定化させるための財源として、平成26年4月からの消費税率の引き上げを決定しました。今後に向けては、景気への影響を緩和するための施策が予定されています。

■ 名目GDPと成長率



3 財政

平成18年度末から19年度当初にかけて策定した当初計画の財政的な枠組みは、GDP名目経済成長率を1.5%、平成30年度の人口を509,000人と見込み、計量経済学的手法を用いて推計し、計画期間中の10年間に道路や建物の整備・建設といった投資的事業などに充てることのできる一般財源(普通会計ベース)は約915億円と見込んでいました。

しかしながら、平成20年夏以降、急激に経済状況が悪化し、経済成長も伸び悩んだことから、基本計画の中間見直しに際し、財政的な枠組みについても見直しを行ったところ、計画後期(平成26年度～30年度)に投資的事業などに充てることのできる一般財源は、当初の約769億円から約392億円と大きく減額の見通しとなっています。

このため、計画に掲げた事業・施策について、一部先送りや経費の節減、実施時期の平準化のほか特定財源の充当などを図るとともに、新たな行政課題にも対応できるよう、必要な見直しを行い、事業費ベースでは、一定の所要額を確保できる見込みとなりました。

なお、景気の動向は予測困難であり、また、社会保障と税の一体改革による地方財政全体への影響も考慮していく必要があることなどから、引き続き、毎年度見直しを行う3か年の実施計画や予算編成の中で、事業・施策について選択と集中による優先度付けや実施時期の平準化など必要な調整を図りながら、実質公債費比率などの4つの財政指標を踏まえ、健全な財政運営に努めます。

第3 市民の意識

本計画の策定にあたっては、多くの意見を計画へ反映するため、それぞれ5,000名の市民を対象に、平成18年度に市民満足度調査、平成19年度に次期総合計画策定に向けての市民アンケート調査を行いました。

また、第4次総合計画策定後は、当計画の進捗等を測るものとして、まちづくり評価アンケートを、平成21、22、24年度に実施しています。(標本数5,000名、H21回収率48.96%、H22回収率48.46%、H24回収率42.92%)

以下、これらの結果の一部です。

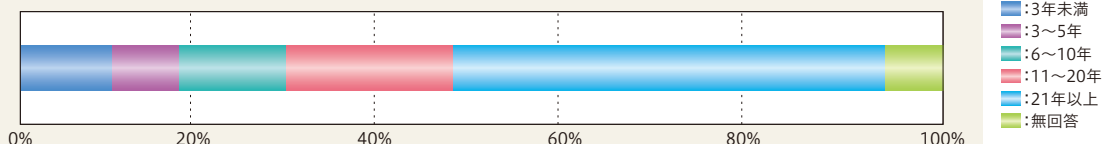
① 市内居住年数と年齢構成

平成24年度のまちづくり評価アンケート結果では、市内居住年数が21年以上といった長期に居住する人の割合が半数近くを占める一方で、過去10年以内に転入した人の割合が約30%を占めており、阪神・淡路大震災後の復興

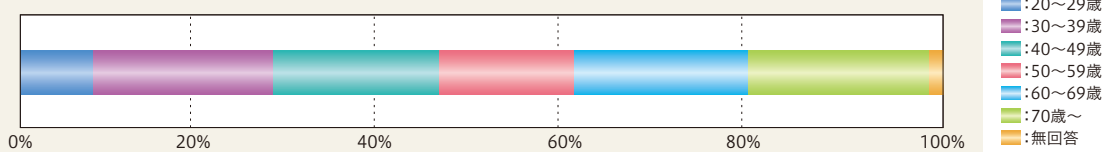
や開発に伴い、転入された方が多くなっているものと考えられます。

また、年齢構成については、各世代が幅広く居住しています。

■ 居住年数比率



■ 居住者構成年齢比率



「まちづくり評価アンケート(H24)」

② 定住意識

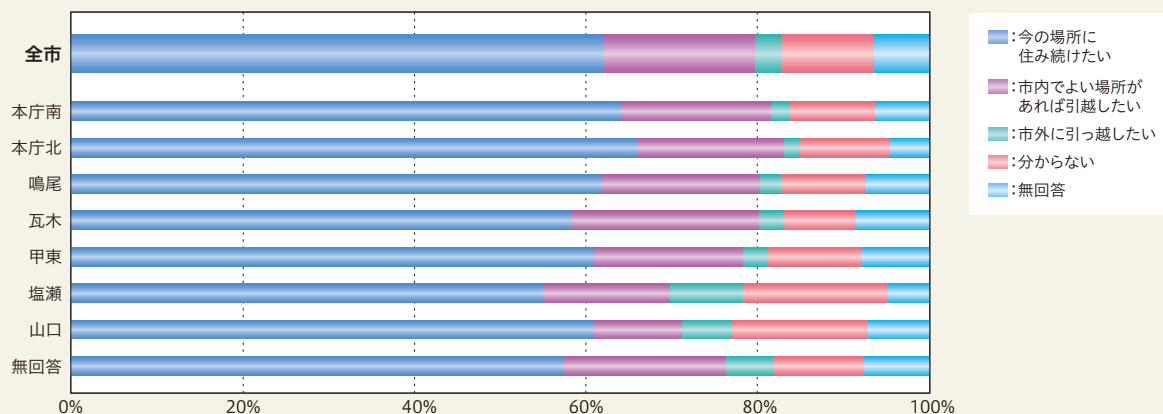
平成24年度のまちづくり評価アンケート結果では、住みやすさについては「まあ住みよい」という人の割合が44.59%、次いで「住みよい」という人の割合が36.49%となっています。

「今の場所に住み続けたい」という人の割合は61.84%となっており、これは、第4次総合計画策定時の市民アンケート調査(63.5%)と

ほぼ同じ結果となっています。

また、「市内でよいところがあれば引っ越したい」という人の割合は17.71%となっており、「今の場所に住み続けたい」と回答した人とあわせると、約80%の人が引き続き市内に住みたいと回答しています。

■ 定住希望比率(地域別)



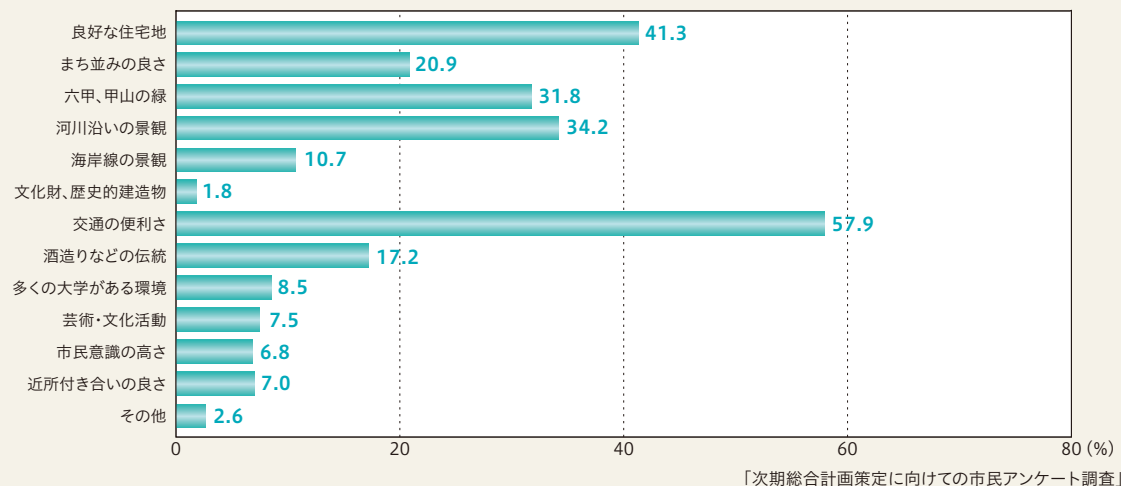
③ 都市の印象

平成 19 年度に行った「次期総合計画策定に向けての市民アンケート調査」において、西宮の良さについて 12 個の選択肢から、印象の強いものを 3 つ選んでもらったところ、全市の結

果では、「交通の便利さ」、「良好な住宅地」、「河川沿いの景観」が上位となりましたが、地域別で見ると、やや異なった結果となっています。

	本庁南	本庁北	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	合計
1 : 良好な住宅地	163	327	229	162	181	69	37	1,168
2 : まち並みの良さ	96	167	125	75	75	30	23	591
3 : 六甲、甲山の緑	148	275	128	90	145	64	49	899
4 : 河川沿いの景観	201	283	196	121	112	42	10	965
5 : 海岸線の景観	107	42	101	21	17	8	5	301
6 : 文化財、歴史的建造物	11	11	12	6	5	3	3	51
7 : 交通の便利さ	383	361	382	253	207	46	5	1,637
8 : 酒造りなどの伝統	164	89	117	38	45	24	10	487
9 : 多くの大学がある環境	25	42	39	29	82	19	5	241
10 : 芸術・文化活動	30	69	28	29	38	12	7	213
11 : 市民意識の高さ	29	46	38	15	36	20	8	192
12 : 近所付き合いの良さ	36	34	49	18	30	21	11	199
13 : その他	10	22	17	5	8	6	6	74
計	1,403	1,768	1,461	862	981	364	179	7,018

■ 全市



第3 市民の意識

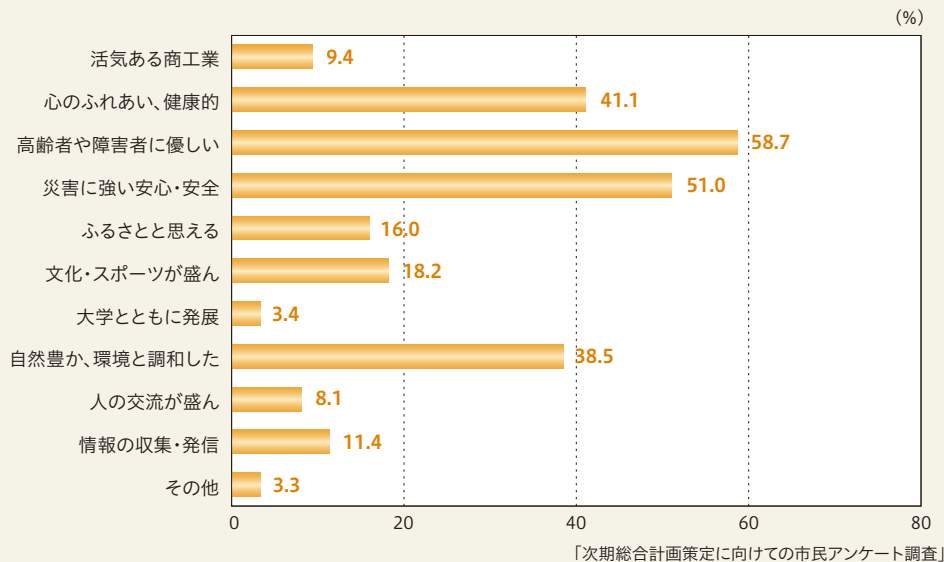
4 都市の将来像

平成19年度に行った「次期総合計画策定に向けての市民アンケート調査」において、西宮の将来像について10個の選択肢から、印象の強いものを3つ選んでもらったところ、すべての地域において「高齢者や障害者などすべての人にやさしいまち」、「災害に強い安全で安心で

きるまち」が高い支持を得ており、市内全体で見ると、50%を超えています。次いで、「心のふれあいがある健康的で明るいまち」、「自然が豊かで、リサイクル活動も盛んな環境と調和したまち」が約40%となっています。

	本庁南	本庁北	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	合計
1 : 活気ある商工業	58	69	45	30	40	17	7	266
2 : 心のふれあい、健康的	223	278	242	135	178	69	35	1,160
3 : 高齢者や障害者に優しい	333	395	354	209	221	90	57	1,659
4 : 災害に強い安心・安全	287	358	316	175	188	82	36	1,442
5 : ふるさどと思える	97	104	101	50	61	28	11	452
6 : 文化・スポーツが盛ん	84	143	101	80	68	23	14	513
7 : 大学とともに発展	11	25	14	17	19	7	4	97
8 : 自然豊か、環境と調和した	235	301	198	114	153	56	32	1,089
9 : 人の交流が盛ん	46	42	53	30	34	16	8	229
10 : 情報の収集・発信	70	74	66	48	43	11	9	321
11 : その他	17	23	19	13	11	8	3	94
計	1,461	1,812	1,509	901	1,016	407	216	7,322

■ 全市



5 まちづくりの重要課題

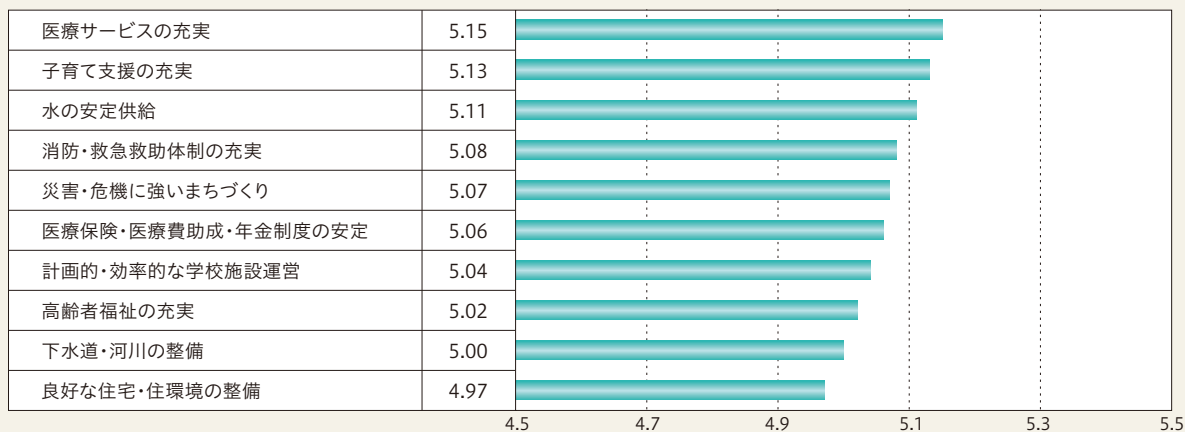
平成24年度のまちづくり評価アンケート結果から、期待度、ギャップ値(期待度-満足度)がともに高い施策として、「医療サービスの充実」「医療保険・医療費助成・年金制度の安定」「災害・危機に強いまちづくり」「高齢者福祉

の充実」「子育て支援の充実」などがあがっています。

健康や医療、子育てに関する施策のほか、東日本大震災の影響から、防災対策への関心や期待度が高まっている市民意識を表しています。

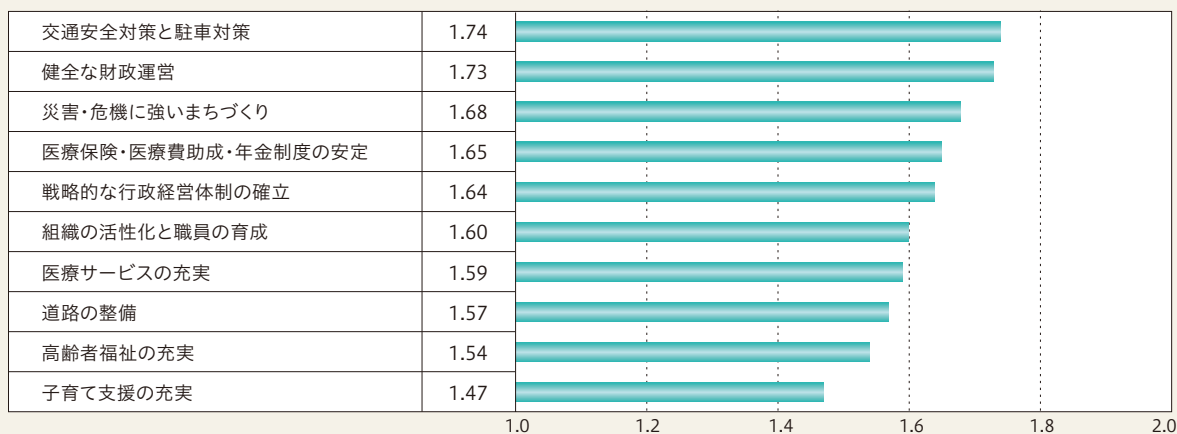
■ まちづくりの重要課題

期待度の上位10施策



※全50施策の平均値は4.77

ギャップ値の上位10施策



※全50施策の平均値は1.21

「まちづくり評価アンケート(H24)」

第4 都市空間整備の 基本的な方向

本市は、恵まれた自然環境と交通至便な立地条件を生かして活発な都市活動が営まれ、阪神間の市街地の主要な一画を形成し、住宅を中心に商工業など多様な都市活動が営まれている南部地域と、事業系の土地利用を中心とした臨海地域、そして六甲山系の豊かな自然環境の中に郊外型住宅地が連なる北部地域の3地域に大別されます。

都市空間の整備にあたっては、市街地の形成過程や日常の生活圏、自然環境等を考慮のうえ、都市構造や土地利用の方向を明確に示すとともに、市街地の整備や都市機能の適正な配置、都市交通体系の確立、防災機能の向上、公園緑地の整備、都市景観の育成などを図り、地域の個性や魅力を生かした誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 地域別整備方針

(1) 南部地域

南部地域においては、合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備や都市施設の整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。

(2) 北部地域

北部地域においては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備など都市機能の充実と生活環境の改善に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

(3) 臨海地域

臨海地域においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

② 都市構造の設定

(1) 都市核・地域核等

阪急西宮北口駅周辺地区および市役所周辺を含めた阪神西宮・JR西宮駅周辺地区をそれぞれ都市核とし、本市の拠点にふさわしい魅力的なまちなみの形成に努め、両都市核の連携に努めます。

また、主要な駅前を中心とする商業地等を地域核とし、地域住民の日常生活の拠点として、地域に適した商業集積や住民サービス施設の誘導に努めます。

さらに、アサヒビール西宮工場跡地周辺地域を新たな都市拠点とし、周辺の都市核や地域核と連携する新たなゾーン(ダイヤモンドゾーン※)の形成を目指し、本市の都心部における都市機能の強化に努めます。

(2) 都市軸

広域的な道路や鉄道などのネットワークを都市軸として設定し、商業・業務機能、教育・文化施設、緑地などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

(※)本市の2大都市核である阪急西宮北口駅周辺および阪神西宮・JR西宮駅周辺と、古くから界隈性と賑わいの拠点である今津駅周辺の地域核に、今後、医療、スポーツ・レクリエーション、防災機能等を合わせ持つ、新たな都市拠点の形成を目指すアサヒビール西宮工場跡地周辺地域を加えたゾーン(各拠点を結んだ形状がダイヤモンドカットに似ている)。長期的な取組みのもと、各拠点がそれぞれの特徴を活かしながら連携し、全体として都市機能を高めていくことを目指します。

③ 土地利用の基本方針

誰もが快適、安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。

本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営まれるよう、市民、事業者、市の協働を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用を努めます。

市街化区域については、既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正な配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良好な環境の維持、向上に努めます。

特に、都市環境や周辺の住環境などに与える影響が大きい大規模な土地利用の転換に対しては、西宮の将来にふさわしいまちづくりや良好な都市環境を誘導するため、用途地域等による土地利用制限にあわせ、必要に応じて地区計画等の指定に取り組みます。

市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域としての指定を基本に地域の健全な発展に向けた取組みの調整を進めます。

第5 事業・施策の実施

基本計画を推進していくにあたっては、次の点に配慮して進めていくこととします。

- (1) 学校、集会施設、庁舎などの公共施設について、概ね平成 27 年度までに耐震改修を行う。
- (2) 児童急増対策として、小学校の増改築を行う。
- (3) 基本目標である「ふれあい 感動」を進める取組み(※)を行う。
- (4) 建物、道路などの公共施設の保有資産について、今後さらに有効に活用できるよう、計画的な維持補修を行う。
- (5) 教育、保健・医療・福祉、環境に関する事業・施策について、緊急性を勘案しながら、可能な限り財源を配分する。
- (6) 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災対策においては、市民・事業者・行政が一体となって取り組む。
- (7) 市民の利便性や将来人口を考慮しながら、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう全体最適化に向けた公共施設マネジメントを進める。

ただし、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業・施策の実施にあたっては、直近の財政収支見込に基づき、毎年度見直しを行う3か年の実施計画や予算編成の中で選択と集中による優先度付けや実施時期の平準化など必要な調整を図りながら、計画の推進に努めます。

※「ふれあい 感動」を進める取組みとしては、次の方向性を考えています。

○多世代ふれあいの推進

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化しています。多様なふれあいは、人の心を和ませ、人と人とのつながりを促し、互いに支えあい、心かよう地域社会をもたらします。

そこで、子どもとお年寄り、あるいは若者とお年寄りなど、多世代のふれあい交流を促進する取組みを進めます。

○緑の空間の創出

市民が、憩い、語り合い、スポーツ活動に親しむなど豊かな市民生活を享受することは、市民の心身の健康に寄与するとともに、生き生きとした活気のある地域社会の実現につながります。

そこで、市民生活に憩いとうるおいを与える緑の空間やスポーツ活動の場の創出に取り組めます。

○親水空間の創出

ウォーターフロントは、陸と海が出会う場であり、内陸部にはない魅力を持った空間で、まちの活性化を促し、都市イメージの向上を図る上で大切な役割を果たします。

そこで、市民が気軽に海とふれあえる場として、回遊性と親水性に富んだ空間の創出に取り組めます。

○環境問題の取組み

身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりを見せる環境問題の解決に向けて、あらゆる場や機会を通して環境学習や保全活動を展開することが必要です。

また、東日本大震災と原子力発電施設の事故を契機として、エネルギーの重要性が改めて認識され、クリーンな代替エネルギーの確保、エネルギーの多様性や分散化が求められています。

本市としても、市域での再生可能エネルギー導入やエネルギー消費量の削減などのエネルギー施策を率先して推進します。

第6 部門別計画

市政の推進にあたっては、この計画及び各部局の部門別計画が一体となって計画的な行政を進めます。

この計画と部門別計画は、相互に補完・連携の関係にあり、部門別計画では、市が実施する事業を網羅的に詳しく位置付けています。

施策の大綱ごとに策定されている主な部門別計画は、次のとおりです。

(1) いきがい・つながり

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市人権教育・啓発に関する基本計画	人権施策を総合的かつ体系的に推進し、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが安心して幸せに暮らせる社会の実現を目指して策定。	平成 21 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
西宮市 男女共同参画プラン	「男女がいきいきと躍動する男女共同参画社会の実現」を基本理念とし、「男女の人権の尊重」「あらゆる分野での男女共同参画の推進」「エンパワーメントの促進」「仕事と家庭・地域生活の両立」を基本的視点として策定。 10年計画の中間年にあたり、内容を修正するとともに、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分を「西宮市DV対策基本計画」として策定した。	平成 19 年 4 月～ 平成 29 年 3 月 ※平成 24 年 3 月中間改定
西宮市外国人市民 施策基本方針	外国人市民施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針であり、また行政のみならず、市民、企業など全ての関係者にとっての指針になるもの。	平成 10 年 7 月～
西宮市 生涯学習推進計画	広範な概念を持つ生涯学習について、市の考える理念を整理し、その中で生涯学習の体系化を図り、行政の役割を再認識し、あわせて、行政以外の生涯学習推進組織との連携を図るために策定。	平成 12 年 10 月～
西宮市子ども読書活動 推進計画	子どもたちの発達段階に応じた豊かな読書環境を整え、判断力を備えた「生きる力」をもった子どもたちを育てるため、図書館や学校、地域、家庭などが連携しながら、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを基本方針として策定。	平成 20 年 10 月～ 平成 31 年 3 月 ※平成 25 年 7 月改定
西宮市 文化振興ビジョン	「文化 美しい風 西宮」を基本理念に掲げ、市民と行政が一体となり美しい風土や優れた市民文化を、多様な出会いと交流を通して創造的に発展させて将来に引き継いでいくことによって、住みよいまちづくりを進めるための基本的な指針となるもの。	平成 18 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
西宮市における 文化財の保存と活用に関する総合的な計画	西宮市に所在する文化財について、その保存と活用の一層の充実を図るため、文化財保護の課題とその解決の方向性を示すとともに、それに取り組むための指針として策定。	平成 25 年 5 月～ 平成 35 年 3 月

第6 部門別計画

(2) すこやか・はぐくみ

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)	子どもやすべての子育て家庭、また、みんなが暮らしやすいまちの実現に向け、「子どもの幸せを第一に考える」「子育てが楽しく思えるまちをめざす」「まち全体で子どもを育む」という視点のもと、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち・西宮へ」という基本理念の実現を目指すべく策定。	平成 22 年 4 月～ 平成 27 年 3 月
西宮市教育振興基本計画	「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の基本目標とし、第 4 次西宮市総合計画の教育委員会所管部分を教育基本法に基づく教育振興基本計画と位置づけている。	平成 21 年 4 月～ 平成 31 年 3 月

(3) あんしん・あんぜん

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市地域福祉計画	地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、住民主体で実施されている福祉活動への支援や各福祉施策との連携を図り、地域住民同士のふれあいを大切にしながら助けあいや支えあいにより、いつまでも安心して暮らすことができる「地域福祉」を進めるために策定。	平成 22 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	国等の動向や本市における高齢者福祉施策や介護保険施策の状況を踏まえつつ、平成 27 年における高齢者介護のあるべき姿に向かうための計画として、また、平成 27 年度以降における「地域包括ケア」の構築を見据えた新たな取組みをスタートする計画として策定。	平成 24 年 4 月～ 平成 27 年 3 月
西宮市障害福祉推進計画	「障害のある人もない人も地域でともに支えあい、ともに暮らす共生のまち」の実現をめざすために、国の法改正の動向や本市における施策の課題等を踏まえながら、障害のある人の地域における自立と社会参加の支援等の取組みを継続・発展させるものとして策定。	平成 24 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
西宮市健康増進計画(第 2 次)	健康日本 21(第 2 次)および健康増進法に基づき、市民を主体に地域社会全体で「すべての人が健やかに心豊かに生活できる活力ある社会」の実現を図るため、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸を目的に策定。	平成 25 年 4 月～ 平成 35 年 3 月
西宮市食育・食の安全安心推進計画	国・県の第 2 次食育推進計画および県の食の安全安心推進計画(第 2 次)に基づき、食を通じて正しい知識と行動力を身につけ、健康で豊かな人間性を育むことを基本理念に策定。	平成 25 年 4 月～ 平成 35 年 3 月
西宮市新病院基本計画	外部の有識者を委員とする「西宮市立中央病院移転整備等検討委員会」の答申を受け、今後の中央病院の役割、診療体制、整備方法などを定めたものであり、先に策定した「西宮市新病院基本構想」を具体化するものとして策定。	平成 25 年 10 月～
西宮市水防計画	水防法に基づき、市内の河川や海岸、港湾、ため池等で洪水や高潮等が発生した場合の体制・情報伝達・水防活動・避難指示や水防設備の整備および運用等について示したもの。	昭和 37 年～
西宮市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、災害対策全般に関し、市の処理すべき事務・業務に関して関係機関との協力業務を含めた総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体および財産を保護することを目的として策定。	昭和 38 年～

西宮市国民保護計画	国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるように、住民の避難、救援、武力攻撃への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要となる事柄を定めたもの。	平成 19 年 3 月～
西宮市危機管理計画	西宮市危機管理指針に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理体制の構築、各種対策等を定めることにより、危機事案の未然防止、被害を最小限とすることを目的として策定。	平成 23 年 3 月～
西宮市都市計画 道路整備プログラム	10 年間(平成 21 年度～ 30 年度)に事業着手を予定する都市計画道路について、その路線名、区間等を公表するもの。	平成 21 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
西宮市橋梁長寿命化 修繕計画	橋梁の安全性と信頼性を確保するために、これまでの事後的な対処から計画的かつ予防保全的な対処への転換を図り、長寿命化によるコスト縮減と事業費の平準化を図り、橋梁を長期的に良好な状態に維持していくことを目的に策定。	平成 22 年 4 月～ 平成 42 年 3 月
西宮市地域公共交通 総合連携計画	地域住民の日常生活や社会生活における移動等の手段として利用される公共交通について、バス交通を中心とした課題に対応するため、基本的な方針を定めるとともに、総合的な施策を関係者が連携しながら展開していくための計画として策定。	平成 21 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
西宮市耐震改修促進計画	「西宮市耐震改修促進計画」は、安心・安全な都市づくりを推進するため、また、阪神・淡路大震災を経験した本市として、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進していくことを目的として策定。	平成 20 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
西宮市水道ビジョン	市の水道の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた取り組みを示すものとして策定。5 つの基本目標を設定し、これに基づき具体的な取り組みが進められることを目的としている。	平成 19 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
西宮市水道施設整備計画 (西宮ウォーターリニュー アル 21)	西宮市水道ビジョンの施策実現に向け、水道施設の耐震化だけでなく、水質改善・安定供給・環境対策等を含めた平成 40 年度までの水道施設整備計画を策定。	平成 21 年 4 月～ 平成 41 年 3 月
西宮市工業用水道施設 更新計画	「西宮市工業用水道施設耐震化基本計画」の中期計画(平成 7 年度～ 17 年度)における改築事業の完了後、国からの耐震化の促進等、その後の状況の変化を踏まえ、施設更新について、浄・配水拠点(方式)等を含め、安定供給のため、総合的に見直し検討を行い、新たに平成 20 年度から 40 年度までの施設更新計画として策定。	平成 20 年 8 月～ 平成 41 年 3 月
西宮市公共下水道全体計画 (西宮市下水道ビジョン)	市の将来の状況に対応した長期的な下水道の実施計画であり、計画区域や排除方式を含め、下水道施設の配置、規模、能力などを定めたもの。	平成 22 年 4 月～
西宮市下水道事業 中期経営計画	中長期的視点に立った下水道経営の効率化・健全化に取り組むため、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 ヵ年を対象として策定。	平成 21 年 4 月～ 平成 26 年 3 月

第6 部門別計画

にしのみや 住宅マスタープラン	西宮市の住まい・住環境として目指すべき将来像、今後の住宅政策の基本的な方針、市民、NPO等、事業者、行政それぞれの役割を示すことで、住まいをとりまく環境整備を推進し、また「魅力ある地域づくり」につながる「住まいづくり」を誘導するために策定。	平成 23 年 4 月～ 平成 33 年 3 月
西宮市営住宅整備・ 管理計画	市営住宅の現状や今後の役割などについて検討し、市民の多様な住宅ニーズの変化に柔軟に対応した住宅政策の展開を図り、効果的で効率的な市営住宅整備の推進を目的として策定。	平成 24 年 4 月～ 平成 34 年 3 月
第9次西宮市 交通安全計画	平成 23 年度から 5 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め、市・関係機関・団体等が交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、実施していくことを目的として策定。	平成 23 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
西宮市交通バリアフリー 基本構想	高齢者や身体障害者などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上を図るため、市内 5 地区の重点整備地区について、駅および駅周辺地区におけるバリアフリー整備に関する基本構想を策定したもの。	平成 15 年 7 月～

(4) うるおい・かいてき

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市新環境計画	西宮に住み、学び、働くすべての市民が環境問題について学び、やるべきこと、できることを考え、環境をよくするための行動を実践していくことを表明した「環境学習都市宣言」を具体的に実現していくための計画として策定。	平成 17 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
第二次西宮市地球温暖化 対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の3に規定する「実行計画」（温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画）として地球温暖化対策に重点を置いて策定。	平成 20 年 4 月～ 平成 26 年 3 月
持続可能な地域づくり ECOプラン —西宮市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画 (区域施策編)—	西宮市内の温室効果ガスを市域の自然的・社会的条件に応じ、総合的・計画的に削減するための施策・行動指針を示したもの。	平成 22 年 4 月～ 平成 33 年 3 月
緑の基本計画	都市緑地法に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定。	平成 14 年 4 月～ 平成 34 年 3 月
西宮市森林整備計画	本市の森林管理の基本方針となり、森林所有者の施策方針となるもの。市内の民有林を計画区域とし、重視すべき公益的機能に応じた関連施策を通じて、望ましい森林状態に誘導することを目的に策定。	平成 24 年 4 月～ 平成 34 年 3 月
西宮市ごみ減量推進計画 ～チャレンジにしのみや 25～	環境学習都市の精神を具体化するため、市民、事業者、行政が協働・連携して、廃棄物等の発生抑制、資源の循環利用及び適正な処分を確保し、「資源循環型社会」の形成を図ることを目的として策定。	平成 20 年 3 月～ 平成 31 年 3 月
西宮市一般廃棄物処理 基本計画	廃棄物処理法に基づき策定する計画で、本市のごみの排出抑制・再資源化及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正処理を行うために必要な基本的事項を定めたもの。	平成 23 年 4 月～ 平成 38 年 3 月

西宮市分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、処分量の減量を図る。また、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を定めるとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組む方針を示したもの。	平成23年4月～ 平成28年3月
都市景観形成基本計画	景観資源を活かした都市景観をまもり、つくり、そだてることを目的に策定。本市が目指す都市景観像を定めるとともに、取組みの主体としての、市民・事業者・行政の役割と具体的な取組みの内容を示す。	平成元年4月～
西宮市の都市計画に関する基本的な方針 (都市計画マスタープラン)	都市計画法に基づき、本市が目指すまちの将来像や地域の個性を活かしたまちづくりの実現に向けて都市計画の取組みの方向性を示し、市民、事業者、行政などによる協働のまちづくりを進めていくための指針となるもの。	平成23年4月～ 概ね10年間

(5) にぎわい・そうぞう

計画名	計画の概要	計画期間
カレッジタウン西宮構想	大学の集積を市の貴重な文化的資源として位置づけ、「大学間の交流」「市民と大学の交流」「市民・大学・行政の連携」「学園都市の魅力づくり」を4つの柱に、都市文化の向上と賑わいや活力のある魅力的なまちづくりを目指して策定。	平成4年～
第2次西宮市産業振興計画	市が財政的にも自立した都市を目指すために、まちの活力や独自性をより強化し、地域経済の担い手となる産業界の自助努力を支援していくために、5年間の産業振興の指針として策定。	平成24年4月～ 平成29年3月
西宮市都市型観光推進計画	本市にふさわしい観光施策の方向性を示す都市型観光推進計画を平成22年度に策定。	平成23年4月～ 平成28年3月
企業立地促進法に基づく基本計画	市内における企業の定着・立地を促進することにより、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図る目的として策定。	平成24年7月～ 平成30年3月
西宮市勤労者福祉推進計画	若者を始め、高齢者や女性、障害のある人等の就業機会の拡大など雇用や労働条件の改善を促進するとともに、勤労者の福利厚生事業を充実させるために策定。	平成22年4月～ 平成31年3月
西宮市農業振興計画	地産地消を推進するとともに、緑地空間の保全を始め環境との共生を図るなど、多方面に配慮した持続可能な農業振興を目指すことを目的として策定。	平成18年4月～ 平成28年3月

第6 部門別計画

(6) 計画推進のために

計画名	計画の概要	計画期間
公共施設マネジメントのための基本的な方針	市民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進するための指針となるもの。	平成 24 年 12 月～
西宮市人材育成基本方針	高い倫理観と想像力豊かで行動力のある職員を組織的に育成し、さらに組織の活性化を図るために、「主体的に常に求めていく職員」を育成し、そのために必要な能力、意識、行動を具体的に明示し、職員の自己成長と能力開発および組織と制度の方向性を示した職員が共有する指針として策定。	平成 15 年 1 月～ ※平成 24 年 3 月改定
第3次西宮市情報化推進計画	「ICTガバナンスの強化・確立」を基本目標とし、国の情報化戦略との整合性も図りつつ、第4次西宮市総合計画に掲げられた「ICT(情報通信技術)の利活用」により、「心かよう 開かれた電子自治体」を推進するための計画であり、本市が取り組むべき情報化政策の基本的方向を示すことを目的として策定。	平成 23 年 4 月～ 平成 26 年 3 月